

ご契約いただく海外旅行傷害保険の概要

被保険者とは保険の対象になる方をいいます。

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害	死亡 死亡特別	死亡・後遺障害保険金額の全額を指定された方(死亡保険金受取人)にお支払いします。指定のない場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。 既にお支払いした死亡保険金に死亡特別保険金を乗じた額をお支払いします。(死亡特別保険金割合100%の場合はお支払いした死亡保険金と同額をお支払いします。)	たとえば、 次のような原因により生じたケガ ・被保険者の、被保険者または保険金受取人の故意 ・被保険者のけんか、自殺行為または犯罪行為 ・戦争、革命などの事変 ・放射能汚染 ・自動運転などの運転離脱、無資格運転 もつち症または腫瘍で他覚症状のないもの
	後遺障害	海外渡航中の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じたときに、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。 [注] 死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は死亡・後遺障害保険金額をもって保険期間(保険のご契約期間)中の支払いの限度とします。	たとえば、 次のような原因により発病した病気 ・被保険者の、被保険者または保険金受取人の故意 ・戦争、革命などの事変 ・放射能汚染 もつち症または腫瘍で他覚症状のないもの けいこ、出産、早産、流産およびこれらにもとづく病氣 歯科疾病
疾病死亡	海外渡航中の事故によるケガが原因で、医師の治療を受けられたとき。(義手、義足の修理を含みます。)	1回のケガ・病気につき、現実に支出し、当社が妥当と認められた次の金額を傷害・疾病治療費用保険金額の範囲内でお支払いします。(ケガの場合は事故の日からその日を含めて180日以内、病気の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内)に要した費用に限り、 ・診察費・入院調剤費(入院による治療を受けるにもかかわらず病院が利用できない場合や医師の指示によりホテルで静養し治療を受けた場合のホスピタリティー、病院への緊急移送等の費用を含みます。) ・入院・通院のための交通費および通訳人費用で治療のために現実に支出した金額。 保険金請求のために必要な医師の診断書の費用。 入院により必要となった国際電話料や身の回り品購入費などの諸費用のうち現実に支出した金額。ただし、身の回り品購入費は5万円、合計で20万円を限度とします。 入院のち、旅行行程に復帰または直接帰国するために現実に支出した交通費・宿泊費(私戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額)があるときは、その額を差し引きます。 [注] 日本国内で治療を受けられ、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が支払わなくてもよい部分、また、海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払うことが必要とされない部分は支払いません。	上記疾病死亡の「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ。 [注] 渡航開始前の既往症または持病による疾病治療費用のお支払いはできません。
	疾病治療費用	「海外渡航中に発病した病気」または「海外渡航終了後72時間以内に発病した病気(その原因が海外渡航開始前または後に発生したものを除きます。)」により、海外渡航終了後72時間以内に医師の治療を開始されたとき。 海外渡航中に感染した伝染病(コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回腸熱、黄熱)等により海外渡航終了後その日を含めて30日以内に医師の治療を開始されたとき。	保険契約者、被保険者およびその親族が支出した次の費用をお支払いします。ただし、救済者費用保険金額をもって保険期間(保険のご契約期間)中の支払いの限度とします。(保険金額300万円超の場合保険金をお支払いする場合は、の は300万円を限度とします。) ・入院の場合で連続入院日数3~6日ものとき ・捜索救助費用 現地までの航空運賃等の往復運賃(救済者1名分) 現地および現地までの行程におけるホテル客室料(救済者1名かつ14日分まで) 諸雑費(救済者の渡航手続費、現地での交通費・通信費等合計で5万円まで) ・上記以外の場合 ・捜索救助費用 現地までの航空運賃等の往復運賃(救済者3名まで) 現地および現地までの行程におけるホテル客室料(救済者3名かつ1名につき14日分まで) 現地での移住費用 運送の処理費用(10万円まで) 諸雑費(救済者の渡航手続費、現地での交通費・通信費等合計で20万円まで)
救済者費用 一部変更特約付帯	海外渡航中の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。 海外渡航中に発病した妊婦・出産、早産、流産を原因として死亡したとき。 海外渡航中に発病した病気(海外渡航中に医師の治療を開始し3日以上入院されたとき)が原因で海外渡航終了後その日を含めて30日以内に死亡したとき。 海外渡航中の事故によるケガまたは海外渡航中に発病した病気(海外渡航中に医師の治療を開始したとき)により搭乗中の航空機もしくは船舶が行方不明もしくは遭難したとき、被保険者の生死が確認できないときまたは捜索・救助活動が必要とされたとき。 海外渡航中に誘拐されたとき、または行方不明になったとき。	保険契約者、被保険者およびその親族が支出した次の費用をお支払いします。ただし、救済者費用保険金額をもって保険期間(保険のご契約期間)中の支払いの限度とします。(保険金額300万円超の場合保険金をお支払いする場合は、の は300万円を限度とします。) ・入院の場合で連続入院日数3~6日ものとき ・捜索救助費用 現地までの航空運賃等の往復運賃(救済者1名分) 現地および現地までの行程におけるホテル客室料(救済者1名かつ14日分まで) 諸雑費(救済者の渡航手続費、現地での交通費・通信費等合計で5万円まで) ・上記以外の場合 ・捜索救助費用 現地までの航空運賃等の往復運賃(救済者3名まで) 現地および現地までの行程におけるホテル客室料(救済者3名かつ1名につき14日分まで) 現地での移住費用 運送の処理費用(10万円まで) 諸雑費(救済者の渡航手続費、現地での交通費・通信費等合計で20万円まで)	たとえば、 次のような原因により生じた事故 ・被保険者の、被保険者または保険金受取人の故意 ・被保険者のけんかまたは犯罪行為 ・自殺行為(死亡させたときを除きます。) 原因のいかなるを問わず、もつち症または腫瘍で他覚症状のないもの
	救済者費用等 追加担保特約付帯	傷害治療費用、疾病治療費用または救済者費用のいずれかが支払われる場合には、これらの保険金の支払いに代えて、支払われるべき金額の合計額を治療・救済者費用保険金としてお支払いします。 救済者費用保険金額を限度とします。	お支払いする保険金は、1回のケガ、病氣、事故につき治療・救済者費用保険金額を限度とします。
治療・救済費用	海外渡航中に、搭乗中のホテルに損害を与えたり、火災、爆発によって借家を損壊して、法律上の賠償責任を負ったとき。 住宅内で一時的に預かったもの(パーティ招待者のコートなど)を損壊(盗難を除きます。)、賠償責任を負ったとき。 自動車事故による損害賠償金が、現地自動車保険の支払額を超過するとき。(自動車賠償責任免除特約付帯の場合は支払対象外) その他、日常生活に起因して他人にケガをさせたり、他人のもの(貴重品等)から直接借り入れた旅行用品・生活用動産を含みます。)をこわしたりし法律上の賠償責任を負ったとき。 [注] この特約は同行のご家族全員が対象となります。	1回の事故につき、家族総合賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金をお支払いします。ただし、住宅内で一時的に預かったもの(パーティ招待者のコートなど)に与えた損壊については10万円を限度とし、また、争訟費用などは、自動車事故を除き別枠でお支払いします。 [注1] 自動車事故については、次表の金額または現地の自動車保険で支払われる金額のいずれか高い額を超えた部分の損害賠償金をお支払いの対象となります。	たとえば、 次のような原因により生じた賠償損害 ・被保険者の、被保険者または保険金受取人の故意 ・戦争、革命などの事変 ・被保険者の親族に対する損害やケガ ・被保険者の職務遂行に基づく(仕事上の)損害やケガ
	家族総合賠償責任 および 被害者治療費用	事故発生地 (いずれも属領、統治権を含みます。)	米・カナダ (除:ロイヤル諸国、左記以外) オセアニア諸国
生活用動産 (長期契約用) 賠償責任・生活用動産 家族担保特約 (長期契約用)付帯	海外現地の住宅・ホテルにある家具・身の回り品および通関品、貨物・旅行などの際に旅行している身の回り品が火災、盗難などの偶然な事故によって損害を受けたとき。 [注] 現金・小切手・クレジットカード・コンタクトレンズ・各種書類等は対象外になります。また、バイク等の急用用品を使用する山岳登山、スノードビング、ハンダグライダー、ウイングサフリン、スキー・パラソル、サーフィンのサーフボードの用具や、輸送中の物、クリーニング等のため業者に委託した物も対象外となります。	[注2] 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。 被保者1名について、被害者治療費用保険金額を限度として、事故の日から1年以内に要した治療費をお支払いします。(被害者治療費用特約)	たとえば、 次のような原因により生じた賠償損害 ・被保険者の、被保険者または保険金受取人の故意 ・戦争、革命などの事変 ・被保険者の親族に対する損害やケガ ・被保険者の職務遂行に基づく(仕事上の)損害やケガ
	緊急一時帰国費用	家族・身の回り品1個(1点または1対)あたり20万円(車庫券、航空券の場合は合計5万円)を限度として賠償額(同等の物を新たに購入するに必要な金額から使用による消耗(減価)分を控除して算出した金額)または修繕費をお支払いします。ただし、生活用動産(長期用)保険金額をもって同一年度内に生じた事故による損害を支払うことはできません。 [注] 証券発行については、旅費の取戻等または渡航書類の取得に要した交通費、ホテル客室料、手数料、電報料、写実代を、運転免許証については再発給手数料を損害額とします。(5万円まで)	保険契約者または被保険者が支出した当社が妥当と認められた次の費用を、1回の帰国につき緊急一時帰国費用保険金額を限度としてお支払いします。 往後の航空運賃等の交通費 ホテル客室料および諸雑費(合計して20万円まで) ・一時帰国の行程および一時帰国した地におけるホテル料(14日分まで) ・諸雑費(通信費、渡航手続費、一時帰国した地における交通費等) [注1] 同一の親族が生じた同一の原因により複数回帰国した場合は、2回目以降の帰国に要した費用は保険金の対象外となります。ただし、同一の親族の危険により2回以上帰国した場合、2回目の一時帰国は30日以内に発生した場合は、2回目の一時的帰国についても保険金をお支払いします。 [注2] 保険契約者または被保険者が勤務先の慶弔規程等により給付を受けられる場合は、その額を差し引いた額をお支払いします。
代替要員派遣費用 ご希望により追加してセットできるオプション(特約)	被保険者(駐在員)が海外渡航中の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡されたとき。 被保険者(駐在員)が海外渡航中に病氣または妊婦・出産・早産・流産を原因として死亡されたとき。 被保険者(駐在員)が海外渡航中に発病した病気(海外渡航中に医師の治療を開始しその後引き続き医師の治療を受けていた場合に限ります。)が原因で渡航終了後その日を含めて30日以内に死亡されたとき。 被保険者(駐在員)が海外渡航中の事故によるケガまたは海外渡航中に発病した病気(海外渡航中に医師の治療を開始した事故に限ります。)が原因で連続して3日以上入院されたとき。	代替要員を派遣したことにより被保険者の使用者(雇用主)が支出した次の費用を使用する(雇用主)にお支払いします。ただし、代替要員派遣費用保険金額をもって同一年度内に生じたケガ、発病した病気に対する支払いの限度となります。また、お支払いする費用は、「保険金をお支払いする場合」の該当した日からその日を含めて180日以内に使用者(雇用主)が負担した費用に限り、 代替要員1名分の勤務地までの航空運賃等の往復運賃 代替要員1名分の勤務地および勤務地までの行程におけるホテル客室料(「保険金をお支払いする場合」の該当したときは30日分まで、「保険金をお支払いする場合」の該当したときは被保険者入院日数の2倍の日数分または30日分のいずれか短い日数分まで)	たとえば、 次のような原因により生じたケガ、発病した病気 ・被保険者の、被保険者または保険金受取人の故意 ・被保険者のけんかまたは犯罪行為 ・自殺行為(死亡させたときを除きます。) 原因のいかなるを問わず、もつち症または腫瘍で他覚症状のないもの

お申込みにあたって(必ずお読みください)

保険期間(保険のご契約期間)は海外旅行のために住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」にあわせて設定してください。(保険期間内であっても任意に帰着された時点で保険は終了します。)

申込書に記載されていることに間違いがないか十分ご確認ください。(必要事項の記載がなかったり、記載内容が事実と相違した場合は、保険金をお支払いできない場合がございます。)

死亡保険金受取人を指定し、他人を被保険者とする場合は、必ず被保険者の同意が必要となります。すでに日本国外に滞在されている方、帰国の予定のない方、永住を目的に日本国外に居住される方はお引受けできません。

職業危険(例えば、外国でのダムやビルの建設、重電機を組み立て・修理)を伴う場合、あるいは旅行先でアイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、スノードビング等の危険なスポーツをする場合はお申し出ください。(割増保険料が必要です。割増保険料をお支払いいただけない場合には、保険金額を削減させていただきます場合またはお支払いできない場合がございます。また、職務内容やスポーツの内容によっては、お引受けできない場合があります。)

申込みの記載内容によっては、お引受けできない場合やご希望どおりの内容でお引受けできない場合があります。保険期間の延長につきましてはお引受けできない場合があります。なお、保険期間が満了して31日を超える場合、同内容での期間延長はできない場合があります。

事故が起きた場合、保険の対象となる事故が発生したときは最寄りのiデスク(事故処理サービスオフィス)または弊社・弊社代理店まで病氣、ケガの状況その他損害の程度を30日以内にご通知ください。正当な理由がなくご通知のない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご通知の遅延により、正当な理由なくご通知のない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご通知の遅延により、正当な理由なくご通知のない場合は、保険金をお支払いできない場合があります。

財産の状況の変化による保険金等の削減については、引受保険会社が発行破綻した場合には、保険金・返戻金等が凍結、削減されることがあります。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象で90%まで補償される場合があります。

このパンフレットは海外旅行傷害保険の概要をご紹介します。詳細は保険約款によりますが、契約手続きその他の保険の詳細につきましては、弊社代理店または弊社へおたずねください。弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務をおこなっております。したがって弊社代理店とご締結いただいても有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。